

答 申 書

香芝市教育委員会 様

香芝市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 金 谷 重 樹

令和3年6月10日付け「香教総第〇〇号」で諮問のありました事案について
下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件処分を取り消すべきである。

理 由

第1 審査請求の趣旨

香芝市教育委員会が、審査請求人に対し、令和3年3月22日付け「香教総
第〇〇〇号」でした行政文書の不開示決定を取り消し、開示する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が、香芝市教育委員会(以下「教育委員会」とい
う。)に対し、香芝市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、
「令和3年2月19日付香芝市教委 X 教育総務課長名
Y宛回答書③本人(〇〇中学校 Z先生)に確認した記録等全ての文
書(以下「本件行政文書」という。)」の開示を請求したところ、教育
委員会が、本件行政文書の存否を回答することができないとする行政文
書の不開示決定をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、
本件処分の取消しと開示を求めるものである。

2 前提事実等

ア 条例第7条は、柱書で「実施機関は、開示請求があったときは、開示
請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」とい
う。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当
該行政文書を開示しなければならない。」と定め、その第1号は本文で
「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除

く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する一方、ただし書きで、「ただし、次に掲げる情報を除く。」と定め、その中で、「当該個人が公務員等(【省略】地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員【省略】)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。

イ 条例第10条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と定めている。

ウ 教育委員会は、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第7条第1号が不開示情報として定める個人情報を開示することとなるため、本件行政文書の存否を回答することができないとしている。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件公文書は、開示請求に対し、当該行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1号が不開示情報として定める個人情報を開示することとなるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(教育委員会)

ア 本件行政文書の存否を答えるだけで、Z 講師が教育委員会の聴き取りを受けたかどうかという、条例第7条第1号が不開示情報として定めるZ 講師の個人に関する情報を開示することとなる。

イ 本件行政文書の存在が明らかになると、事案の関係者から、当該行政文書の内容について、Z 講師への確認、質問又は訂正要請等がなされ、Z 講師個人の業務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。

(審査請求人)

当該行政文書不開示決定と同様の文書である令和2年1月15日付香芝市教育委員会教育総務課長 X の回答書、同じく令和3年2月19日付香芝市教育委員会教育総務課長 X の回答書は、その内容を

一定明らかにした。この対応を比較すると、当該行政文書不開示決定は著しく不当で、香芝市教委にとって都合の悪い事実の隠蔽である。また、香芝市情報公開条例第10条を主張して不開示決定を行ったが、その正当、かつ合理的根拠がない。

当該決定は、憲法が保障する国民の知る権利を著しく阻害し、地方公務員という公共性の高い職務に関する文書であるので、当然に開示すべきである。

第4 当審査会の判断

まず、教育委員会は、本件行政文書の存否を答えるだけで、Z講師が教育委員会の聴き取りを受けたかどうかという、条例第7条第1号が不開示情報として定める同人の個人に関する情報を開示することとなると主張する。

しかしながら、Z講師が教育委員会の聴き取りを受けたかどうかという情報は、同人の私事ではなく、その職務である〇〇〇〇中学校の教育活動に係る情報であるから、当該情報は条例第7条第1号ただし書きに定める、地方公務員のその職務の遂行に係る情報であり、条例第7条第1号本文が不開示情報として定める個人情報には当たらないと解すべきである。

そうすると、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1号が不開示情報として定める個人情報を開示することとする教育委員会の主張は採用することができない。

なお、教育委員会は、弁明書において、本件行政文書の存在が明らかになると、事案の関係者から当該行政文書の内容について、Z講師への確認、質問又は訂正要請等がなされ、Z講師個人の業務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

しかしながら、教育委員会の主張は、本件行政文書の存在が判明することによって事案の関係者がとる可能性のある行為を予測し、当該行為がZ講師個人の業務の公正、かつ、円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあることを主張するものであって、本件行政文書の存在が判明すること自体によって、条例第7条第1号本文に定める個人情報が開示される結果となることを主張するものではない。

そうすると、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1号が不開示情報として定める個人情報を開示することとする教育委員会の主張は、採用することができない。

以上のとおりであるから、本件処分には条例第10条の解釈適用の誤りがあるといわなければならない。

よって、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。